## 令和7年度地域密着型サービス事業者の公募

## 質疑事項

## 回答事項

購入手続きに進めない状況となってい定」として、応募書類受付期間内に提 るため、土地購入に係る資金・土地関出してください。 |連の書類および地域対応に関する書類| 土地候補地が決定した時点で、応募 について、受付期間内に提出が間に合書類について都度、市に協議してくだ わない可能性がある。

これらの書類が受付期間に間に合わ ない場合、後日、整い次第提出するこ とは可能か。

また、別の候補地であれば土地選定 は早急に可能であるが、その場合でも 資金関連書類の受付期間内での提出は 難しく、整い次第の提出となる見込み で、このような場合、後日の提出は認 められるか。

土地の候補地について、事情により 決定していない事項に関しては「未

さい。

質問年月日 令和7年9月17日

回答年月日 令和7年9月19日